

広島県告示第千四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十三年一月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

芸北大朝線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
山県郡北広島町大朝字桑原二五二八番一地 先から 山県郡北広島町大朝字竹添二一八八番六地 先まで	〇	〇	一三・〇〇 〽三九・五	一四・五〇 〽二九・〇	七三〇・四〇 七三〇・四〇	一部拡幅 一部幅員減少